

# 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存活用計画

平成18年 8月18日 湯浅町教育委員会告示第1号  
改正 平成19年12月18日 湯浅町教育委員会告示第1号  
改正 令和4年12月28日 湯浅町教育委員会告示第9号  
改正 令和7年12月18日 湯浅町教育委員会告示第2号

湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例（平成17年条例第19号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存と活用に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を定める。

なお、本計画における用語の意義は、条例に準ずるものとする。

## 1. 保存活用計画の基本事項

### （1）保存活用計画の基調

この保存活用計画は、先人が築き上げてきた湯浅の伝統的な町並みと歴史的風致を形成する環境を後世に伝えるため、町民の創意と発意を尊重し、町民と行政が誇りと愛着を持って互いに協力しながら保存整備を進め、湯浅町の文化的向上と活性化に資することを目的とする。

### （2）保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約6.3ヘクタール

保存地区の区域：湯浅町大字湯浅字北町・字濱町・字中町・字鍛冶町の各一部

（図-1）

## 2. 保存地区の保存及び活用に関する基本計画

### （1）保存地区の沿革

湯浅町は、紀伊水道に面し、紀伊半島西岸中部に位置する自然に恵まれた小都市である。

「湯浅」の名が初めて文献等に見えるのは、『粉河寺縁起』に「紀伊国在田郡湯浅」とあり、それより古いものでは「温笠」（『延喜式』）、「由和佐」（『中右記』）、「由笠」（『鳥羽上皇熊野詣雜事支配状』）等の名がある。平安時代、皇族や貴族の間で熊野信仰が高まりを見せると、湯浅は熊野参詣の宿所の役目を果たした。

中世に入り熊野信仰が武士や庶民の間に広まると、山手を通っていた参詣の道が海寄りの西側に移り、新たな参詣の道（熊野道）として整備されるとともに町場が発達した。16世紀末期には、町場の西側の海浜地を造成して市街地が拡大され、保存地区を含む北町、鍛冶町、中町、濱町が開発されたといわれる。当該地域にある

寺院の創建・移転年代がこの頃に集中することからも、『紀伊続風土記』にある「天正中海浜に石垣を築き松原を開き家居を構ふ」との記述と符合してくる。さらに『在田郡湯浅浜丑ノ新屋敷絵図』によれば、寛文元年（1661）には保存地区の西側に海浜を造成して新たな宅地が開発され、臨海市街地域が拡大される。

近世の湯浅は、17世紀前期には「人家千戸に及び」、さらに「海に瀕して漁戸多く、又運漕便近の地にして商賈の徒諸国に往来し、豪商富賈市街をなし、一郡の都会繁昌の地なり」（『紀伊続風土記』）と、活気に満ちた商業都市として発展した。和歌山城下を除けば、紀州藩内では最大規模の人口を擁し、漁業と醤油醸造で全国的に知られた。漁業は、優れた操船技術を有した漁民達が、近海から遠く九州や関東、北海道まで漁場を開拓した。醤油醸造は、金山寺味噌の製造過程で槽底に沈殿した液汁を調味料として改良したことから始まった。この金山寺味噌とは、建長元年（1249）法燈国師が宋に渡り、修行のかたわら取得した徑山寺味噌の製法を人々に伝授し、湯浅で盛んにつくられたものである。大豆と小麦、塩を原料として麹菌の働きで発酵・熟成させる現在の醤油の製造方法では湯浅は最も古く、「醤油發祥の地」といわれる由縁である。天正19年（1591）には、豊臣秀吉の小田原攻めに兵糧米を献上した恩賞として「大船一艘代々相伝」を差し許され、これが醤油積出用に充当されるようになる。江戸時代になると紀州藩の保護を受け藩外販売網が拡張されるとともに、名声を高めた。

明治時代になり、行政機構、教育制度、経済構造が刷新されると、有田郡の行政、経済、産業の中心地であった湯浅には主要官公庁をはじめとする近代の様々な施設が整備され、変革の時代が訪れる。明治22年（1889）に別所、青木、山田の3カ村を併合、明治29年（1896）には町制が施行された。更に昭和31年（1956）には田栖川村（旧・田村、栖原村、吉川村）を加え、現在の行政区域の基礎が確立する。まちの構造にも大きな変化が見られ、明治45年（1912）から大正4年（1915）頃にかけて保存地区の南側に隣接する道路が拡幅改修されたことによって、道路の東端に新設された有田鉄道の湯浅駅と西端にある湯浅港の乗降場所とを結ぶ新たな東西の都市軸が誕生した。南北に長い鍛冶町、中町、濱町の各字は分断され、旧市街地の構造は大きく変えられたが、以降のまちの変化は専ら旧市街地の外側で展開されることとなった。昭和2年（1927）国鉄紀勢線が紀伊湯浅駅まで開通し、駅周辺の開発・整備が進むと主要輸送手段は海運から陸運に移り、昭和35年（1960）には車社会に対応して新ルートの国道42号線が開通する。また、昭和40～50年代にかけて新たに海浜が埋め立てられ宅地化されたことにより、浜辺の風情は失われる。湯浅の町は新しい機能を郊外に拡充することで近代化を果たした。

江戸時代に繁栄を極めた湯浅醤油の製造も、明治維新後は、紀州藩の保護を解かれたことによって大きな打撃を受け、醸造家数は大幅に減少した。それでもなお数多くの醤油醸造所が存在し、危機に直面した醤油業者は品質の向上や販路の開拓に力を注ぎ、大正初期には第一次世界大戦の好景気で一旦は活気を取り戻した。やがて醤油市場が大企業の大量生産で占められると、一時は個人経営では立ち行かないところまで追い込まれていったが、湯浅醤油は伝統的な手造りで良質な醸造に努めるなかに活路を開き、金山寺味噌とともに湯浅名産として現在も数軒の醸造元が営

業を続けている。醸造業は保存地区の歴史的景観形成に欠かせない地場産業として重要な役割を果たし、往時の面影を今に伝えている。

醸造業以外でも、近代には保存地区やその周辺においては商工業が盛んであった。醸造に欠かせない桶屋・樽屋をはじめ、日常生活に必要な各種物品を販売する商店が立地した。商店を利用する人々で賑わうなか、事業家が所有する長屋や家業を廃した醸造家の広大な屋敷跡に建てられた町家などには、近隣の山間部から働きに来た就業者をはじめ、職人・被雇用者層の人々の多くが住まつた。戦後、生業の変化にあわせ利用形態が変わった建物もあるが、伝統的な様式を残し現在まで住み継がれてきている。

## (2) 保存地区の現況

保存地区では、平成に入って以降人口が減少に転じ、それに伴う高齢化等による空き地・空き家の増加、また経年による老朽化や破損、新たな改造などにより歴史的景観が変化しつつあった。それは、保存地区の活力が停滞する要因となり、引いては町全体の衰退をも招く恐れがあった。

こうした危機的状況から、伝統的な町並みを町の貴重な財産として見直すこととなり、平成 11～12 年度に「伝統的建造物群保存対策調査」を実施。平成 13 年度には「まちなみ保存事業補助金交付要綱」を制定し、町並み保存のための事業が進められた。空き家となっていた伝統的な町家を修理し「ふれあいギャラリー」として再利用するなど、文化財としての保存とまちづくりへの活用が図られてきた。

町並みに対する意識が高まるなか、観光客や各種メディアに採り上げられる機会が増加したことによって、住民独自の取り組みが活発になってきた。商店の看板や消火器の設置箱を町並みに調和したものにし、提灯や手作りの吊り行灯などを設置して町並みを華やかにしている。また、北の恵比須神社の祭礼を復活させるなど、伝統を守り継ぐことの重要性が再認識されつつあり、後継者不在という深刻な問題に対しても、各世代間の交流を深める努力がなされている。

こうした取組が身を結び、平成 18 年 12 月 19 日、保存地区が国的重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことが告示された。平成 19 年度の甚風呂改修工事を皮切りに、伝建地区保存修理事業が開始され、年間 3～5 件程度のペースで毎年度事業が行われている。

甚風呂は、保存地区住民の活動拠点として、来訪者への案内拠点として、平成 21 年 6 月に開館し、現在は地区住民で組織される保存団体である湯浅伝建地区保存協議会が運営を行っている。平成 14 年度に開館した北町ふれあいギャラリーは、地域の人々の作品展示などを行うギャラリーとして親しまれているほか、平成 22 年に湯浅伝統的建造物群保存地区休憩所「岡正」が、平成 26 年には北浜町に湯浅まちなみ交流館がそれぞれ開館し、保存地区における拠点施設が整備してきた。平成 29 年には、空き家となっていた建築物を改修し、宿泊体験等施設がオープンし、さらに令和 4 年には醤油醸造家の主屋が現存し豊富な資料で往時の醸造の様子が理解できる旧栖原家住宅の改修が完了して一般公開を始めた。

来訪者を受け入れる駐車場・トイレについては、令和 2 年に保存地区外の山田川

の対岸に観光用駐車場が整備され、大型バスによる保存地区への来訪が可能となり、近くに整備された物販施設とともに来訪者の利便性が向上した。また令和5年には北橋南詰に湯浅まちなみの駅が和歌山県によって整備された。湯浅まちなみの駅には、平成28年の火災により焼失した伝統的建造物の外観を修景した休憩所を併設した。

令和4年12月12日には、醤油醸造工程の一連の施設が残され、湯浅における醤油醸造家の発展過程を今日に示すものとして角長（加納家住宅）11棟が重要文化財に指定された。保存地区における重要文化財（建造物）の指定は初めてである。また、令和5年4月21日には旧栖原家住宅3棟が和歌山県指定文化財となり、保存地区を特徴づける建造物が個別に評価された。

平成29年、日本遺産『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』が認定され、湯浅町の特徴ある文化遺産としての醤油醸造業、そしてその核としての保存地区がさらに認知されることとなった。こうした取組の成果もあり、保存地区は和歌山県の中紀エリアを代表する観光地のひとつとなりつつある。

### （3）保存地区の特色

保存地区は、中世末期に開発され、近世には醤油醸造業で栄えた北町、鍛冶町、中町、浜町を中心とする一帯の北部に位置する。東西方向の北町の通りと南北方向は東から鍛冶町、中町、浜町のそれぞれの軸となる通りが主幹道路として走り、これらの通りを骨格とする街区が面的に展開する。主幹道路によって形成される大きな街区の内部には複数の小路が存在し、主要なものには名称が付けられ、生活道路として住民の暮らしと密接に関わっている。幅員2メートル前後の小路は街区間をまたがり、主幹道路のバイパスとして計画的に配されたことを覗わせる。対して、幅員が1メートルに満たない小路は、敷地境界線から距離を置いて建築することによって生じた空間を人々が通行することで、やがて小路となるといった過程を経て形成されたと考えられる。これら小路は静かな佇まいを見せ、通りよりもさらに落ち着いた歴史的情緒が漂う。一見すると連続的に見える通りに面した町並みの所々に、こうした小路が顔を覗かせ、そこに一步足を踏み入れると、通りとは趣の異なる町並みが出現する。このように、大きな通りに面した町並みと、小路に面した町並み、ふたつのスケールの町並みが並存する空間構造が特徴的である。

保存地区の各字は、通りを挟んで向かい合う敷地が一つのまちを構成する両側町の形式をとり、北町を除き各字名に「北」が付く自治会区が字界とほぼ等しく成立している。北鍛冶町地区には、代表的な醤油醸造の町家や醸造家が所有していた長屋が残され、保存状態もよい。かつては鍛冶屋など工房が立地したともいわれる。本勝寺界隈の北中町には、醤油醸造所や桶屋等が立地した。比較的直線的で幅員のある通りは見通しもよく、祭礼には馬駆けが行われた。湯浅湾に程近い北浜町地区は、主として漁業従事者の居住地域であったため、大規模な敷地を必要とする醤油醸造の町家は、通りに残されている。保存地区北端で山田川河口域に沿う北町地区は、醤油・味噌醸造とその関連業種が集中し、現在も営業を続ける老舗から漂う醸造の香りが地区内に広がる。醤油積出ふ頭として賑わった大仙堀には往時の石積の

船着場や船舶を舫った「もやい石」が今も残り、歴史的港湾施設として貴重である。醤油醸造蔵とともに在るその歴史的風致は、湯浅独特の醸造文化を伝えるものとして重要な環境要素である。

町並みが美しく見える地点について、道路のアイストップが印象的である。南北方向の通りが東西方向の北町の通りにぶつかる町の構造から、鍛冶町、中町、浜町それぞれの通りの北向き正面にはアイストップが生まれ、景観の要素となる建物が集中する。さらに保存地区の北には山があるため、町並みの背景に山の緑が重なり、奥行きの深い景観をつくりだしている。

視線を通りや小路に戻すと、江戸、明治、大正、昭和それぞれの時代を代表する表情豊かな町家や土蔵、寺社などが、情緒ある風情と歴史的景観を形成している。各建築年代の流行を取り入れつつも町並みとしてまとまっているため、それが湯浅らしさとなっている。

保存地区は、こうした独特な景観的要素を持ち、その中に日本の食文化に欠かせない醤油醸造の歴史と伝統が息づく、特徴ある歴史的風致を今日によく伝えている。

#### (4) 伝統的建造物群の特性

湯浅の伝統的建造物群を構成する伝統的建造物のうち、建築物には町家、土蔵、寺社があり、工作物には大仙堀、石積、井戸、塀等がある。

町家の敷地規模は、通り沿いでは間口3間半程度から広いものでは10間以上のものもあり、奥行も通りから奥にある小路にまで及ぶものもある。小路に面する敷地は、通り沿いの敷地に比べて、間口、奥行ともに小規模である。

敷地内の建物配置は、通りに面して主屋を置き、その奥に庭を介して離れや土蔵などの付属屋を配する。間口が広い場合は、通りに面して主屋と並んで土蔵を構える場合が多く、この形態はかつて醤油醸造業などを営んでいた家に見られ、背後にも数棟の蔵が置かれる。標準的な間口規模で奥行のない敷地、あるいは小路に面する敷地では、主屋のみで付属屋を持たないものもある。

主屋は、各時代のものが混在するが、切妻造・平入が基本形式で、規模は間口4間から5間、梁間4間程度を標準とする。明治の終わり頃からは、梁間6間に及ぶ大規模な主屋も建設されるようになる。正面側は、半間程度の下屋庇を設ける場合と、1階、2階の正面柱筋を揃える場合があり、両者は時代を通じて併存する。

平面的には、片側に通り土間をもつ形式がほとんどである。床上部は1列2室か2列2室型を基本とし、背面側に角屋あるいは下屋を付して居住空間を拡大する例や、上手に座敷を増築する例が多い。梁間規模の大きな主屋が建てられるようになると、2列3室型も現れる。部屋の呼称は、2列2室型の場合、通り土間沿いに表からミセ、ダイドコロ、上手列は表からミセオク、 NANDOで、通り土間はトオリニワと呼ばれる。特徴的なのはダイドコロで、土間境に建具を入れず、上部は土間と一体となって吹き抜けとし、非常に広々とした空間を形成している。

トオリニワのさらに下手に、ツメバと呼ばれる土間部分を持つものがある。ツメバは、主屋の表から背後の敷地にまで達する幅2間程の通り土間で、醤油の醸造業を営む商家の主屋に特有のものである。主屋背後の醸造施設と一連の作業場として

機能し、醤油の瓶詰めや出荷準備を行う場所であった。

外観は、1階正面の大戸口は、片引大戸が古い形式で、潜戸を備えた板戸を外側に建て、内側に腰高障子か格子戸を建てる。内側の腰高障子は、次第にガラス戸などへと変化する。片引大戸より新しい形式に引違ガラス戸があり、戸口上部にはガラスの欄間を設け、当時の外灯とともにセットで残る家も多い。床上部では、ミセ正面は高さ3尺程の手摺状の格子を設け、板戸、障子などを建てる。ミセオク正面は繊細な切子格子を構える。手摺状の格子は、明治前期頃までの主屋に多く見られ特徴的であるが、次第に通常の格子やガラス窓に丸断面の格子を付ける構えに変化する。大正期以降の長屋や住居専用の家屋では、床上部全面に及ぶ長大な出格子を作る例がよく見られる。また、庇の軒先には、雨や霧除けのために幕板が下げられ、降水量の多い地域ならではの意匠上のポイントとして重要である。

2階外壁は大壁を基本とする。古いものはつし2階で、軒下は塗り籠めるものが多く、虫籠窓や木格子の窓をあける。時代が下がると2階の居室化が進行するため本2階となり、ガラス窓に手摺などが用いられる。明治の中頃から、軒下は出桁を用いるようになり、初めはすべて塗り籠めるが、やがて木地を見せる傾向が強くなる。袖壁を設けたり、黒漆喰壁に定規筋とよばれる水平方向の筋が1本から3本通されるのは、大正期の流行である。定規筋は水切りの役目と同時に、高くなった2階壁面を上下に分割して平板な感じを抑える視覚的効果を持つ。

屋根は本瓦葺の占める割合が高く、町並みに重厚感を与えていた。桟瓦葺は大正以降に普及し始めるが、大正の終わり頃でも本瓦の伝統が強く残っていたため、庇は桟瓦葺とするが本屋根は本瓦葺という町家が建てられている。

付属屋では、醸造業にかかわる大規模な蔵が残されている。現在も作業場として使用されている例もあり、現役で生き続ける極めて貴重な存在である。構造は、半間毎に柱を建て、水平梁と登梁を1間毎に交互に架け渡し、大材を用いた力強い小屋組で屋根を支える。

保存地区内の寺院は、北中町区のほぼ中央に天正年間に創立されたといわれる浄土真宗の本勝寺が境内を構える。土塀に挟まれて町中に向かって開く表門をくぐると、南側に鐘楼、正面に本堂が配される。本堂は元禄7年（1694）の建立と伝えられ、入母屋造・本瓦葺、平入の形式を持つ。

神社は、北恵比須神社が顯國神社に合祀されながらも社殿を残す。元来は浜に面していたが、周辺の埋め立てに伴い、現在は町中になっている。建物は海に向かって西面し、鳥居・石灯籠・門・本殿が一直線に並ぶ。石灯籠が文政6年（1823）の寄進であり、細部様式から見て本殿もその頃の建立であると考えられる。

このほか、工作物や保存地区の歴史的風致を形成する環境要素として、醤油醸造文化の営みを伝える大仙堀や、湯浅の町並みを特徴づける小路等がある。

## （5）保存及び活用の方向

保存地区は、通りと小路が織り成す特徴的な空間構造を備えた中世末期以来の地割りと、近世から近代にかけて積み重ねられた歴史を映し出す伝統的建造物群や環境物件によって、特徴ある歴史的風致を形成している。さらに中世の時代から受け

継がれてきた伝統的な醸造文化の薫りが加味されることで重層性が増し、町並みの歴史的価値をより一層高めている。

この先人が築き上げてきた歴史的環境が貴重な文化財であることを町民一人ひとりが認識し、先人と自分たちが生きてきた証として守り、育み、次代へ継承することを大切に思い、将来にわたり町民が誇りと愛着を持ち続け、いつまでも暮らしゆけるまちづくりを推進する。

#### (6) 保存地区の保存の内容

保存地区の歴史的風致の維持に欠かせない伝統的建造物及び環境物件を別項により決定し、伝統的建造物は伝統的様式及び諸特性の維持・復原のための「修理基準」を定め、主として伝統的な外観を保存するための修理を行い、環境物件はその保全に努める。

伝統的建造物以外の建築物等及び環境物件の復旧については、伝統的建造物群及び環境物件の諸特性に準じた「修景基準」を定め、形状変更がなされる際に修景を行うことを基本とする。ただし、形状変更前の構造、建築物等の主要用途、その他の理由により修景基準を満たせず、やむを得ないと認める場合においては、歴史的風致を著しく損なわないための「許可基準」を定め、伝統的な町並み景観に配慮する。

上記の修理・修景・許可の基準を適切に運用することで建築物等の活用を促進し、保存地区の活力向上と伝統的な町並み景観の保存・整備を図る。

また、保存地区の歴史的風致の維持・形成に貢献する事業等で必要と認められるものに関しては適切な助成措置を講じ、行政自らにおいても、所有する建築物等の保存・整備・活用に努め、町並みとの調和と利便性や快適性、安全性に配慮した環境整備を図るものとする。

以上の遂行にあたっては、保存地区の住民並びに建築物等の所有者、住民等で組織する保存団体、関係行政機関及び教育委員会が町並みの歴史的価値を十分認識し、互いに協力し合いながら進めるものとする。

#### (7) 保存地区の活用の内容

保存地区は平成29年4月に認定された日本遺産『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』の核となる構成文化財であり、醸造町として評価された重要伝統的建造物群保存地区である。このことを踏まえ、湯浅における醤油醸造の歴史やその姿を見せていくことは、保存地区の魅力が向上し、さらに湯浅町全体の魅力も増加することに繋がる。保存地区内にある公有施設を中心に、民間や住民団体等との連携を図り、来訪者や住民に対して広く深く知ってもらえるような取組を進める。

あわせて、地区全体を湯浅町の有力な観光地として、歴史まちづくりの核として、地区内の住環境の維持向上を前提としながら、関係する諸計画と整合を取って、保存地区全体を活用していくものとする。

#### (8) 推進体制

保存地区の保存、活用、整備等にかかる担い手は、不足していくことが予見される。事業の推進体制の構築にあたっては、将来に渡って持続可能な体制とすることが求められる。

保存地区の保存及び活用は、保存地区の住民、建築物等の所有者、住民等で組織する保存団体が中心となり、国及び和歌山県教育委員会の指導、助言を受けて、教育委員会及び首長部局の関係部署（防災、都市政策、観光、移住等）が密接に連携しながら推進するものとする。また、保存及び整備に関する事業を行う際には、修理技術者（職人、設計士等）と、保存地区及び事業対象の建造物等の歴史的価値についての共通認識を持ち、公益財団法人 和歌山県文化財センターから技術指導等を得ながら進めることとし、修理技術者の育成や斡旋等について文化財保存活用支援団体である一般社団法人 和歌山県建築士会と連携しながら取組むこととする。

### 3. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定

保存地区内における伝統的建造物及び環境物件は、次の通り定める。

#### (1) 伝統的建造物

##### ア. 建築物（表－1・図－2）

外観の意匠、構造、使用材料等において湯浅の伝統的建造物群の諸特性を有し、その維持又は復原が可能と認められる建築物で、築後50年を経過したもの

##### イ. 工作物（表－2・図－3）

伝統的な様式又は工法により伝統的建造物群の諸特性を維持している工作物で、築後50年を経過したもの

#### (2) 環境物件（表－3・図－4）

伝統的建造物群と一体をなす環境として保存地区の歴史的風致を形成する土地及び自然物

### 4. 保存地区内における建築物等及び環境物件の保存整備計画

保存地区内における建築物等及び環境物件は、別に定める修理基準（表－4）、修景基準（表－5）、許可基準（表－6）を適切に運用し、保存地区の歴史的風致を維持・形成しつつ、文化的且つ機能的な生活をおくるための活用を促進する。これにより、保存地区の活力向上と伝統的な町並み景観の保存・整備を図る。

#### (1) 伝統的建造物の修理

伝統的建造物は、主として伝統的な外観を維持するための修理を基本とし、伝統的様式にそぐわない外観の変更がなされているものについては、履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を行う。

### **(2) 伝統的建造物以外の建造物の修景**

伝統的建造物以外の建造物は、新築、増改築、修繕等による現状変更の場合において、伝統的建造物群の諸特性に準じた修景を行うことを基本とする。

### **(3) 環境物件の保全及び復旧**

環境物件は、歴史的風致維持のための保全を基本とし、必要に応じその復旧に努める。

## **5. 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等**

保存地区の歴史的風致の維持・形成に貢献する事業等で必要と認められるものには、助成措置を講じる。

### **(1) 経費の補助**

保存整備計画に基づく事業に対し、別に定める「湯浅町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により必要な補助を行う。

### **(2) 技術的支援**

保存地区内の歴史的風致の維持又は形成のため、修理、修景、復旧等に係る設計相談等の必要な技術的支援を行う。その際、公益財団法人 和歌山県文化財センターから技術指導等を受ける。

### **(3) 保存団体への助成**

保存地区の住民等により組織された保存団体の活動に要する経費に対し必要な助成を行う。

### **(4) 固定資産税等の減免措置**

保存地区内の土地及び建物にかかる固定資産税等について、「湯浅町重要伝統的建造物群保存地区における湯浅町税条例の特例に関する条例（平成18年条例第35号）」により減免措置を講じる。

## **6. 保存地区的保存・活用のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画**

保存地区を適正に管理するため保存地区内に管理施設や説明板等を設置し、防災計画に則した防災事業の実施及び伝統的な町並み景観に調和した環境整備によって生活基盤の充実を図り総合的な住環境の向上を推進する。あわせて、保存地区の歴史的価値の普及啓発や魅力発信を目的とした公開施設等を設けること等により、保存地区及び地区内の伝統的建造物の活用を促進する。

## (1) 管理施設等

### ア. 管理施設

保存地区の住民等の管理に関する相談窓口や見学又は観光のために保存地区を訪れる来訪者への情報発信等、歴史的景観を活かしたまちづくり活動の拠点となる管理施設を設置する。

### イ. 説明板等

保存地区の歴史的価値に対する知識を深めるための説明板等を設置する。

### ウ. プレートの設置

伝統的建造物（建築物）について、それを示すプレートを作成し、各建物への設置を推進する。

## (2) 公開施設等

### ア. 地区の特性を活かした取組

醸造町としての歴史や、保存地区の伝統的建造物群の特性を理解するうえで効果的な施設について、積極的に一般公開を行い、様々な方法で来訪者にそれらを伝える取組を行う。

### イ. 来訪者の利便性向上

案内板、標識等の設置のほか、来訪者の利便性を向上させる施設の維持管理を適切に行う。

### ウ. 公有施設の利活用

地区内の公有施設は、保存地区における住民及び来訪者の交流、文化的活動の拠点、その他伝建地区の活用に資するための取組に利活用する。

### エ. 個人所有の施設等

個人所有であって公開可能なものについては、広く一般の公開に供するよう呼び掛ける。

## (3) 防災施設等

### ア. 防災計画の定期的見直し

湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区防災計画の進捗状況について自己点検を行うとともに、必要に応じて見直すことも含めて、火災や地震・津波、風水害等の災害に対する安全性の向上を図る。

### イ. 防災施設等の整備

上記防災計画に基づく消火栓、防火水槽その他防災施設の整備を推進し、伝統的建造物については、修理において耐震性能の向上を促進する。

### ウ. 防災意識の啓発

火災予防や地震・津波等に対する防災意識を日頃から心掛けるよう啓発し、自主防災組織の設立と定期的な防災訓練の実施を促す。

## (4) 環境整備

### ア. 道路施設

保存地区内の道路は、通り・小路共に舗装の改良、水路の改修、街路灯の設置等において、伝統的な工作物や町並み景観に調和するよう配慮し、併せて地下埋設管路や共同溝等を計画的に整備する。

イ. 電柱・架線等

電柱・架線等は、埋設及び移設による整理を基本方針とした整備に努める。

ウ. 空地

保存地区内にある空地は、建築物や埠等の新設による修景を促進する。

エ. 屋外広告物

看板等の屋外広告物は、保存地区の歴史的風致にふさわしいものとし、原則として独立した屋外広告物は設けない。

オ. 屋外設備等

エアコンの室外機やアンテナ類等の屋外設備は、通常望見できない位置に設置するなど配慮し、やむを得ない場合は、目隠し等で目立たないように工夫をする。また、自動販売機はできるだけ屋外に単独で設置せず、歴史的風致を損なわないよう設置者に協力を求める。

カ. 大仙堀の浄化

水質の悪化等により損なわれた景観を回復するため、大仙堀の浄化を図る。

## 7. 保存・活用のため必要な事業計画

### (1) 情報発信

ア. 管理施設等を用いた情報発信

保存地区内にある管理施設や、公有の公開施設等を活用し、様々な情報発信に努める。

イ. 行政やその他団体による情報発信

観光その他の魅力発信を、日本遺産事業やその他の取組みと連携して進めていく。

ウ. 保存団体広報紙による情報発信

湯浅伝建地区保存協議会が発行する「まちなみ瓦版」等を活用して、保存地区住民への情報発信を官民が連携して行う。また、保存団体のホームページ等を活用して広く情報発信を行う。

### (2) 人材育成

ア. 保存団体

全国伝統的建造物群保存地区協議会や全国町並み保存連盟の実施する大会等に積極的に参加する。また、他地区への研修会を実施して交流をはかり、先進的な取組みを学ぶ人材を育てる。

イ. 修理技術者等

文化財保存活用支援団体である和歌山県建築土会等が行う講習等に積極的

に連携をはかり、ヘリテージマネージャーの養成・スキルアップに協力する。

### (3) 周辺地域

保存地区の周辺地域には湯浅の伝統的な建築様式による町家や土蔵、寺社が点在し、熊野古道の往来など特徴ある歴史的風致を形成している。

これら歴史的価値の高いものは、文化財指定や登録有形文化財制度による保存を促進するとともに、周辺地域一帯において保存地区と調和のとれた歴史的景観を活かした歴史まちづくりの推進を図るため、湯浅町歴史的風致維持向上計画に基づく取組を推進する。

### (4) 文化的向上

町並み保存を通じて歴史を学び、認識し、湯浅の発展に尽した先人に感謝の気持ちや敬意を抱くことで、町民の湯浅に対する誇りと愛着心を育む。湯浅町文化財保存活用地域計画に基づき、このための生涯学習や各種交流の機会を積極的に設け、まちづくりに取り組む人材の育成に努めることにより、保存地区だけにとどまらず湯浅町全体の文化的向上と活性化を図る。